

令和 8 年度 富士山麓エリアにおける
高付加価値なインバウンド観光地づくり事業支援業務委託に係る
企画提案募集要領【施策 3 ～ 6 一括委託】

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して、最良の提案をした者を選定し、随意契約の相手方の候補者とする手続き（以下「公募型プロポーザル」という。）を実施します。

富士山麓インバウンド観光高付加価値化推進協議会事務局

（山梨県観光文化・スポーツ部観光地経営支援グループ内

静岡県スポーツ・文化観光部観光振興課内）

令和 8 年 8 月 3 日

1 趣旨

当事業は、事業コンセプトである「圧倒的に差別化された富士山」のもと、高付加価値旅行者（着地消費 100 万円以上／人の訪日外国人旅行者と定義）の富士山麓エリアへの誘客に向けて、地域活性化の好循環が持続する観光商品を作成し、あわせて、それらを高付加価値旅行市場で受け止め、継続的に提供できる人材・宿泊環境・推進体制を確立していくことを目的とする。

本募集は、当該目的の達成に向け、令和 8 年度富士山麓エリアにおける高付加価値なインバウンド観光地づくり事業支援業務のうち、施策 3「人材育成（観光事業全般）」、施策 4「ヤド確保」、施策 5「推進体制強化」及び施策 6「マスタープラン改定・KGI／KPI 測定」を一括して実施する受託候補者を、公募型プロポーザル方式により選定するものである。

本業務は、各施策を個別に実施するものではなく、観光事業者全般の人材育成、宿泊環境高度化、協議会・WG 運営、地域経営主体設立準備、マスタープラン改定、KGI／KPI 測定、経済波及効果測定及び事業全体のマネジメントを相互に連動させながら実施することを求めるものである。

2 業務の概要

（１）業務名

令和８年度富士山麓エリアにおける高付加価値なインバウンド観光地づくり事業支援業務委託
【施策３～６一括委託】

対象とする施策は次のとおりとする。

- 施策３「人材育成（観光事業全般）」
- 施策４「ヤド確保」
- 施策５「推進体制強化」
- 施策６「マスタープラン改定・KGI／KPI 測定」

※施策１「磨き上げ・販売・販路形成」については、今回の企画提案募集の対象外とする。ただし、本業務の実施に当たっては、施策１の受託者と必要な情報共有、調整及び連携を行うこと。

（２）業務内容

別紙「令和８年度富士山麓エリアにおける高付加価値なインバウンド観光地づくり事業支援業務委託仕様書【施策３～６一括委託】」（以下「仕様書」という。）による。

なお、企画提案に当たっては、仕様書に掲げる業務内容について、各業務が施策３、施策４、施策５又は施策６のいずれに該当するかを明らかにした上で、施策間の相乗効果、一体的な実施体制、進捗管理方法及び成果物の取りまとめ方針を具体的に示すこと。

（３）予算限度額

金 17,840,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

上記金額は、施策３から施策６までを一括して実施する本業務全体の予算限度額であり、内訳は次のとおりである。

施策	内容	事業費（税込）
施策３	人材育成 （観光事業全般）	5,500,000円
施策４	ヤド確保	2,200,000円
施策５	推進体制強化	5,245,000円
施策６	マスタープラン改定・ KGI／KPI測定	4,895,000円
合計		17,840,000円

なお、本金額は各施策における業務内容の想定規模を示すものであり、企画提案においては、当該金額を上限として、施策ごとの内訳を明示した合理的かつ具体的な積算を求めるものとする。

見積額が予算限度額を超過した場合は、審査対象外となることがある。

（４）履行期間

契約締結の日から令和９年２月１９日まで

なお、各取組の実施時期は、契約締結後、発注者と協議のうえ具体的な実施時期を定めるものとする。

（５）企画提案に係る日程

項目	日程
募集開始	令和８年８月３日（月）
質問票提出期限	令和８年８月７日（金）正午必着
参加申込書提出期限	令和８年８月７日（金）午後５時必着
企画提案資料提出期限	令和８年８月１４日（金）正午必着
プレゼンテーション審査（オンライン）	令和８年８月１７日（月）（時間未定）
審査結果通知	令和８年８月１８日（火）以降

3 企画提案への参加

(1) 参加申込み

企画提案への参加を希望する者は、「(2) 参加申込書及び添付資料」に掲げる資料を提出し、提案参加資格の確認を受けなければならない。

(2) 参加申込書及び添付資料

次に掲げる参加申込書等を提出すること。

ア 企画提案参加申込書（様式1）

イ 誓約書（様式2）

ウ 役員名簿（様式3）

エ 商業・法人登記簿謄本（写し可）

オ 直近2ヶ年の財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）の写し

カ 類似事業の受注実績（契約書等の写し等）

キ 事業者概要等の資料がある場合は添付すること。

(3) 参加申込書等の提出期限

令和8年8月7日（金）午後5時必着

(4) 参加申込書等の提出方法・提出先

提出期限までに下記アドレスに送付すること。電子メールの件名は「令和8年度富士山麓エリアにおける高付加価値なインバウンド観光地づくり事業支援業務委託参加申込（貴事業者名）【施策3～6一括委託】」とすること。

メールアドレス 山梨県観光文化・スポーツ部観光地経営支援グループ：

kankou-ke@pref.yamanashi.lg.jp

電話にてメール送信した旨を連絡すること（055-223-1620）

(5) 提案参加資格

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

イ 法人であること。

ウ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立て中又は破産手続中でないこと。

エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき民事再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でないこと又は法人にあってはその役員が暴力団員でないこと。

カ 公告の日以降に、国及び「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領」や「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれる者でないこと。

キ 公告の日以降に、「静岡県物品調達等および一般業務委託に係る入札参加停止基準」に基づく指名停止を受けている日が含まれる者でないこと。

ク 本業務の遂行に必要な資格又は体制を有していること。なお、旅行商品の販売等、法令により資格が必要となる業務を行う場合は、当該資格を有する者が当該業務を実施する体制を有していること。

ケ 本業務を的確に遂行する組織、人員等を有していること。特に、施策 3 から施策 6 までを一括して実施するため、人材育成、宿泊環境高度化、推進体制強化、マスタープラン改定、KGI/KPI 測定及び経済波及効果測定に対応できる体制を有していること。

コ 本業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。

サ 山梨県税、静岡県税、消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。

（6）参加資格審査

- 参加申込書類により審査を行う（書面審査）。
- 審査方法は、別紙「令和 8 年度富士山麓エリアにおける高付加価値なインバウンド観光地づくり事業支援業務委託に係る企画提案選定の手順及び審査の基準（参加資格審査）」のとおりとする。
- 審査結果は、各参加申込者に連絡する。

4 契約形態

公募型プロポーザルにより、企画提案について審査の結果、最も評価が高かった者を第一位の委託業務実施候補者として交渉を行い、随意契約により契約を締結する。

ただし、審査の結果、別添「令和 8 年度富士山麓エリアにおける高付加価値なインバウンド観光地づくり事業支援業務委託【施策 3～6 一括委託】提案書評価基準」に定める最低評価基準（総合得点 60 点以上かつ「提案内容」の評価点 40 点以上）に達しない場合は、最も評価が高かった者であっても契約予定者として選定せず、契約を締結しない。

審査の結果、第一位の委託業務実施候補者が契約を締結しない場合には、次点の者と契約の交渉を行う。

企画提案資料を提出後、契約を締結するまでの間、「3 企画提案への参加」を満たさない事態が発生した場合には契約を締結しないものとする。

手続きの停止又は契約を解除した場合も、当該業務に要した費用については、一切補償しないものとする。

5 企画提案に係る質問の受付

（1）質問方法及び送付先

本企画提案及び仕様書に対し質問がある場合には、質問票（様式 4）に記載の上、電子メールにて次のアドレスに送信すること。その際、件名を「令和 8 年度富士山麓エリアにおける高付加価値なインバウンド観光地づくり事業支援業務委託企画提案公募に関する質問（貴事業者名）【施策 3～6 一括委託】」とすること。

メールアドレス 山梨県観光文化・スポーツ部観光地経営支援グループ：

kankou-ke@pref.yamanashi.lg.jp

電話にてメール送信した旨を連絡すること（055-223-1620）

（2）受付期間

令和 8 年 8 月 7 日（金）正午必着

（3）質問に対する回答

質問に対する回答は、令和 8 年 8 月 10 日（月）以降に、全ての参加申込者に質問と回答をメールで送付する。

（４）その他

電話や口頭での質問には応じない。ただし、質問票の内容に疑義が生じた場合は、質問者へ問い合わせを行う。

6 企画提案資料の提出・審査

（１）企画提案

企画提案資料（様式任意）は、仕様書を参考にして、効果的な提案をすること。また、仕様書記載の各事業の相乗効果により本業務の目的が達成できるような独自提案を行うこと。

特に、施策３から施策６までを一括して実施する趣旨を踏まえ、各施策を単なる個別業務として並列的に実施するのではなく、観光人材育成、ヤド確保、推進体制強化、マスタープラン改定、KGI／KPI 測定及び経済波及効果測定を一体的に連動させる提案とすること。

「富士山麓エリア」における高付加価値なインバウンド観光地づくりマスタープラン、令和７年度事業報告書等を熟読のうえ提案すること。

ア 提出資料

- 事業者概要：事業者の概要が把握できる資料（会社パンフレット等）
- 業務体制：本業務遂行のための体制が把握できる資料（プロジェクトチームの編成、実施責任者及び担当者の役職・氏名、人員数、関連事業者等とのネットワーク、類似事業の受注実績等）
- 企画提案資料：様式は任意とし、企画コンセプト、アピールポイント、作業スケジュール、各施策への対応、施策間連携、進捗管理、成果物作成方針等を簡潔に記載すること。
- 見積書：様式は任意とし、税抜価格、消費税、積算内訳をできる限り詳細に記載すること。見積額は予算限度額の範囲内とし、施策３、施策４、施策５及び施策６の内訳が分かるように記載すること。

企画提案資料のデータサイズは３０MB 以内（印刷した場合、Ａ４横サイズで２０ページ以内（表紙は含めず）、Ａ３版はやむを得ない場合に限る。）とし、提出の際は、メール１送信あたり１０MB 以内とする。（１０MB を超える場合は分割して送信すること。）

イ 企画提案書類作成上の注意点

- 企画提案審査は、審査委員が企画提案者を特定できない方法で運営する。このため、企画提案書の様式において、企画提案者の名称やロゴマーク等、企画提案者が特定できる情報を記載するのは表紙のみとし、その他の部分には一切記入しないこと。
- 見積書には、仕様書の各項目を踏まえてそれぞれの経費明細を記載すること。
- 見積書には、施策3、施策4、施策5及び施策6の区分ごとの積算内訳を記載すること。
- 再委託を予定する場合は、再委託先、再委託内容、再委託金額及び管理方法を明記すること。

（２）提出方法・提出先

電子メールにより、提出期限必着のこと。その際、件名を「令和8年度富士山麓エリアにおける高付加価値なインバウンド観光地づくり事業提案資料（貴事業者名）【施策3～6一括委託】」とすること。

メールアドレス 山梨県観光文化・スポーツ部観光地経営支援グループ：

kankou-ke@pref.yamanashi.lg.jp

電話にてメール送信した旨を連絡すること（055-223-1620）

（３）提出期限

令和8年8月14日（金）正午必着

（４）審査

審査方法

- 提出のあった企画提案書と見積書をもとに、短時間のプレゼンテーションと質疑応答による審査を行う。（8月17日（月）（時間未定）を予定。）
- プレゼンテーションはオンラインにより実施し、説明時間及び質疑応答時間は別途通知する。
- プレゼンテーションは提出された企画提案書に基づき行うものとし、新たな資料の追加は認めない。

審査基準

- 別添「令和8年度富士山麓エリアにおける高付加価値なインバウンド観光地づくり事業支援業務委託【施策3～6一括委託】提案書評価基準」のとおり。
- 提案された事業内容について、評価項目に基づき数値（得点）で評価し、契約予定者を選定する。なお、審査において必要と認める評価項目を追加する場合がある。
- ただし、審査の結果、別添「令和8年度富士山麓エリアにおける高付加価値なインバウンド観光地づくり事業支援業務委託【施策3～6一括委託】提案書評価基準」に定める最低評価

基準（総合得点 60 点以上かつ「提案内容」の評価点 40 点以上）に達しない場合は、最も評価が高かった者であっても契約予定者として選定せず、契約を締結しない。

結果通知

- 審査結果は、企画提案者全員に令和 8 年 8 月 1 8 日（火）以降に通知する。

その他

- 審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

7 企画提案の無効

次のいずれかに該当する者の企画提案は無効とする。

- (1)提案に参加する資格のない者が提案したとき。
- (2)所定の日時までに企画提案資料等を提出しないとき。
- (3)見積額が予算限度額を超過したとき。
- (4)提案に関して談合などの不正行為、又は参加に際して事実と反する申込みや提案などの不正行為があったとき。
- (5)提案者が、他人の提案の代理をしたとき。
- (6)事業者選考審査会の委員又は担当部局職員に対して、直接又は間接的に本公募に関し援助を求めたとき。
- (7)本要領に規定する参加資格を満たすことが確認された者が、その確認後において、参加資格を満たさなくなったとき。
- (8)企画提案資料等に虚偽の記載をしたとき。

8 その他

- 企画提案に要する費用は、参加者の負担とする。
- 参加表明後に企画提案資料の提出を辞退する場合は、メールにより不参加の旨を連絡すること。なお、企画提案の辞退は自由であり、今後、当該辞退による不利益な取扱いはいしない。
- 提出された企画提案資料等は返却しない。
- 本提案により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

- 本業務の実施に当たり、受託者は、自社又はその親会社、子会社、関連会社等が本業務に関与する場合には、取引の公正性及び透明性を確保しなければならない。また、当該関係会社に関与させる場合には、その内容等について事前に発注者に報告し、承認を得るものとする。さらに、受託者は、本業務に関連して自社又は当該関係会社に対する不当な優遇、便益供与その他不公正な取扱いが生じることのないよう、適切に対応しなければならない。特に、業務実施において、自社又は関係会社に有利となる取扱いを行ってはならず、必要に応じて当該業務からの関与の制限その他適切な利益排除措置を講じるものとする。
- 本業務の公募、審査及び契約手続等に当たり、協議会事務局は、受託者又はその親会社、子会社、関連会社等との関係により、公正性及び透明性を損なうことのないよう適切に対応しなければならない。また、受託者又は当該関係会社に対する不当な優遇、便益供与その他不公正な取扱いが生じることのないよう、必要に応じて関与の制限その他適切な利益排除措置を講じるものとする。
- 契約の優先交渉権者として特定された後に、提案内容を適切に反映した仕様書の作成のために、業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。
- 特定された企画提案資料等の内容については、協議の上、本業務の仕様書に反映する場合がある。
- 災害等、不測の事態が生じた場合は、本業務に関する手続きを延期することがある。
- 提出された資料は、本業務の採択に関する審査以外の目的には使用しない。
- 選考経過についての問い合わせは受け付けない。
- この手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は円とする。
- 仕様書は企画提案の内容を踏まえ、変更する場合がある。
- 本業務の実施に当たり、第三者の著作権（著作権人格権を含む。）、肖像権その他の権利に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任においてこれを処理するものとする。また、本業務に関連して第三者との間に生じた損害については、受託者の責による場合、受託者がこれを負担するものとする。
- 採択決定後から委託契約締結までの間に、富士山麓インバウンド観光高付加価値化推進協議会事務局との協議を経て、業務内容、業務規模、金額等に変更が生じる可能性がある。
- 災害の発生等により、やむを得ず事業を中止、延期又は事業内容を変更する場合がある。その際の契約内容については、富士山麓インバウンド観光高付加価値化推進協議会事務局と協議の上、決定することとする。
- 本件に係る支払方法は原則として精算払いとし、観光庁事業「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり事業」事務局から本件契約者に対して支払われるものとする。

- 委託業務の全部を一括して第三者に委任することは認めない。なお、委託業務の一部を再委託する場合には、企画提案書に記載すること。
- 本募集要領に記載のない事項及び記載内容に疑義が生じた場合は、必要に応じて協議の上定めることとする。

9 問い合わせ先

原則として5（1）の質問により問い合わせること。

その他、質問票によることが適当でない場合は以下まで電子メールにて問い合わせること。電話での問い合わせには対応しない。

メールアドレス

富士山麓インバウンド観光高付加価値化推進協議会事務局（山梨県観光文化・スポーツ部観光地経営支援グループ内）：

kankou-ke@pref.yamanashi.lg.jp